



金 沢 市 公 報

号外第12号

令和元年(2019年)9月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 1
●公営企業管理規程		
○金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	1	○金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (") 2

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程(昭和57年公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりガス工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4条第5号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

(金沢市ガス工作物保安規程の一部改正)

第1条 金沢市ガス工作物保安規程(昭和47年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 ガス工作物の運転操作(第14条・第15条)」を「第5章 ガス工作物の運転操作(第14条・第15条) 第5章の2 サイバーセキュリティの確保(第15条の2)」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 サイバーセキュリティの確保

第15条の2 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保については、別に定めるサイバーセキュリティ対策要領によるものとする。

2 前項のサイバーセキュリティ対策要領には、原則として、次に掲げる事項につき必要な記載をするものとする。

(1) サイバーセキュリティに関する対策の推進体制に関する事項

- (2) 設備及び運用に係るサイバーセキュリティに関する対策に関する事項
 - (3) サイバーセキュリティに関する事故発生時の対応に関する事項
- (金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 導管の工事方法(第13条の2—第18条の2)」を 「第5章の2 サイバーセキュリティの確保
第6章 導管の工事方法(第13条の3—第
(第13条の2) 18条の2)」に改める。

第13条の2を第13条の3とし、第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 サイバーセキュリティの確保

第13条の2 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。)の確保については、別に定めるサイバーセキュリティ対策要領によるものとする。

2 前項のサイバーセキュリティ対策要領には、原則として、次に掲げる事項につき必要な記載をするものとする。

- (1) サイバーセキュリティに関する対策の推進体制に関する事項
- (2) 設備及び運用に係るサイバーセキュリティに関する対策に関する事項
- (3) サイバーセキュリティに関する事故発生時の対応に関する事項

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第4条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

令和元年(2019年)9月13日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)9月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	